

北海道実業団バレーボール連盟規約

制定 昭和51年4月11日

改正 平成25年5月18日

第1章 名 称

第1条 本連盟は、北海道実業団バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）という。

第2章 目的および事業

第2条 本連盟は、北海道に所在する実業団バレーボール競技団体を統轄し、上部団体と密接な連携を保ち、チーム相互の親睦および技術の向上と健全な発展を図り、バレーボールの振興に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の・目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) バレーボールに関する技術の研究・調査
- (2) 競技会の開催および後援
- (3) 研修会、講習会の開催および指導員の派遣
- (4) 審判員の派遣および養成
- (5) 他の団体との連携協力
- (6) その他本連盟の目的達成のため必要な事業

第3章 組 織

第4条 本連盟は、第3条の目的に賛同する北海道に所在の会社、工場等の事業所および官公庁等のバレーボール競技団体（以下「加盟団体」という。）で組織する。

第4章 加盟および脱退

第5条 本連盟に加盟しようとする団体は、所定の登録用紙により登録しなければならない。

2. 登録は毎年更新するものとし、原則として4月末日までに登録料を添えて申込むものとする。
3. 本連盟の加盟団体が脱退しようとする時は、その理由を付して届出なければならない。

第5章 役 員

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 評 議 員 若干名
- (8) 監 事 2 名

第7条 本連盟の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 正、副会長および理事、監事は総会で選出する。
- (2) 理事長、副理事長および常任理事は理事の中から互選により選出する。
- (3) 評議員は加盟団体から1名選出する。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命を受け、業務を処理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長の指名した副理事長がその職務を代行する。
- (5) 常任理事は第12条に定める専門部および会計事務の役職を分担して執行する。
- (6) 理事は業務を掌理する。
- (7) 評議員は加盟団体を代表して意志の決定にあたる。
- (8) 監事は会計を監査する。

第9条 役員の任期は2年とし、補充または交替による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に顧問および参与をおくことができる。

2. 顧問および参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第11条 顧問および参与は連盟業務の重要事項について諮問に応ずる。

2. 顧問および参与は会議に出席して意見をのべることができる。

第12条 本連盟に専門部をおくことができる。

2. 専門部員は理事会で選出する。
3. 専門部員は理事の指揮を受け、定められた専門分野において、その業務の処理を補佐する。

第6章 会議

第13条 本連盟に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第14条 総会は、本連盟の役員をもって構成し、本連盟業務の最高の議決機関とする。

2. 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長は必要に応じて、または評議員の3分の1以上の請求があったときは招集することができる。

第15条 理事会は理事長・副理事長および理事をもって構成する。

2. 理事会は必要に応じて理事長が招集する。
3. 会長および副会長は理事会または常任理事会に出席し、議案内容に関し指示または指導を行う。

第16条 理事会は次の各号に掲げる事項を審議執行する。

- (1) 総会から委嘱された事項

(2) 総会を招集するいとまのないときの緊急事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、この会の運営に必要な事項

2. 理事会で審議決定されたもののうち、前項第2号に属するものにおいては、次期総会においてその承認を得なければならない。

第17条 常任理事会は理事長、副理事長および常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会は必要に応じて理事長が招集する。

第18条 常任理事会は常務を審議執行する。

第19条 総会は定数の過半数、その他の会議は役員数の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

2. 会議に出席できない役員は文書をもって他の役員に委任することができる。

第7章 会 計

第20条 本連盟の経費は、加盟金、登録料、競技収入、寄付金、助成金およびその他の収入をもって充てる。

2. 既に納入した加盟金、登録料はいかなる理由があっても、これを返還しない。

第21条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 補 則

第22条 本規約は、総会の議決を経なければ改正することはできない。

第23条 本規約に定めるもののほか本連盟の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は昭和51年4月11日から施行する。

附 則

この規約は昭和54年4月29日から施行する。

附 則

この規約は平成25年5月18日から施行する。